

預かり保育料の減免措置（制度）について

豊島区立幼稚園で預かり保育を使用した場合、徴収する預かり保育料を免除する制度があります。

1. 対象世帯及び減免額

下表ABCのいずれかに該当する方

対象世帯		預かり保育料 減免額
A	区市町村民税非課税世帯	実績額
B	区市町村民税所得割非課税世帯	
C	施設等利用給付認定者 ※別途申請が必要です	

A・Bについては、区市町村民税課税額等に基づき審査を行い、後日結果をお知らせします。
(申請は不要です。)

【お願い】審査には、区市町村民税所得割課税額の確認が必要です。
住民税の申告がされているか、必ずご確認ください。
扶養に入られている場合を除き、**収入がない場合も申告が必要**となりますので、忘れずにご確認ください。

2. 減免額の算定

入園決定時と毎年8月（9月以降分）に審査を行います。

- ・4～8月分は、前年度の市区町村民税で計算します。
- ・9～3月分は、その年度の市区町村民税で計算します。

3. 留意事項

- (1) 世帯の中に所得のある方が複数いる場合は、区市町村民税所得割課税額を合算します。園児が父母以外の親族(祖父母等)に扶養されている場合は、その方の課税額も合算します。
- (2) 生計を一にする父親などが単身赴任等の場合は、同居・別居にかかわらず同一世帯として取り扱います。
- (3) 令和5年1月2日以降豊島区に転入された方や生計を一にする方が区外にお住まいの場合は、令和5年1月1日現在の住民登録地で令和5年度の住民税の非課税証明書を取得して提出してください。(海外から入国された方は、昨年1年間の収入についての証明を日本語訳付きで提出してください。)
- (4) 世帯状況に変更があった場合は、庶務課教育施策推進グループまでご連絡ください。

4. その他理由による減免

以下に該当する場合、減免申請が可能です。

- ① 生活保護受給世帯（別途ご案内します。）
- ② 火災その他の災害による被害を受け、生活が困窮しているときなど（庶務課教育施策推進グループまでお問合せください。）

【問い合わせ】豊島区教育委員会 庶務課 教育施策推進グループ TEL03(4566)2777